

地施第 4 4 4 6 号
2 4 . 3 . 3 1
改正 防地施第 6 4 9 5 号
2 8 . 3 . 2 9
改正 防地施第 2 0 4 9 5 号
2 . 1 2 . 2 8
改正 防地環第 1 2 1 1 3 号
令和 3 年 7 月 1 日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく給付金及び特定給付金の支給に関する処理について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく給付金及び沖縄振興特別措置法に基づく特定跡地給付金の支給に関する処理について（施本施第 1 5 3 号(CFA)。平成 1 8 年 3 月 3 0 日。以下「旧通知」という。）は、廃止する。

また、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 1 3 号）附則第 5 条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の沖縄振興特別措置法（平成 1 4 年法律第 1 0 2 号）第 1 0 4 条第 1 項の特定跡地給付金の支給については、この通知による廃止前の旧通知の規定は、なおその効力を有する。

添付書類：別紙

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく給付金及び特定給付金の支給に関する処理について

1 申請者に対する情報の提供

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく給付金及び特定給付金の支給に関する訓令（平成19年防衛省訓令第105号。以下「訓令」という。）第2条に規定する手引については、分かりやすさに留意しつつ、地方協力局環境政策課長と協議の上、作成すること。

2 給付金支給申請書

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令（平成7年政令第252号。以下「政令」という。）第2条第2項に基づく給付金支給申請書（以下「申請書」という。）の提出を受ける際には、それぞれ次の事項に留意すること。

(1) 申請書に規定する「その他必要な事項」

ア 訓令第2条に規定する申請者（以下「申請者」という。）が共有の土地の所有者等である場合は、申請者以外の共有者の住所、氏名、電話番号等及び申請者を含む各共有者の持分を記載させること。

イ 申請者が相続人である場合は、申請者以外の相続人の住所、氏名、電話番号及び申請者を含む相続分を記載させること。

(2) 申請書に規定する「住民票の写し」に代わる他の手段

運転免許証、健康保険証その他の証明書の提示を求め、確認すること。

(3) 申請書に規定する「引き渡された土地を使用し、収益し、又は処分した旨の申告書」

原則として、別紙様式により提出させること。

(4) 申請書に規定する「その他必要な書類」

ア 申請者が共有の土地の所有者等である場合は、申請者以外の共有者の委任状を提出させること。

イ 申請者が相続人である場合は、相続人であることが確認できる書類を提出させること。

3 給付金の支給の決定に関する調査

訓令第4条に規定する「必要な調査」は、駐留軍用地の引渡日の翌日以後1年ごとに区分した各期間、当該土地に対して使用、収益又は処分が行われているか否かについて、次の方法により行うこと。

- (1) 当該土地の現地調査を行うための調査表を原則として、四半期ごとに作成し、調査後、撮影した写真を添付すること。
- (2) 必要に応じ、所有者等と面談し、聞き取りを行い、当該土地の使用、収益又は処分の意思を確認すること。

4 給付金の支給及び報告

- (1) 訓令第7条第1項に規定する必要な措置は、申請者に給付金の請求書を提出させることにより行うこと。
- (2) 訓令第7条第2項に規定する報告は、各四半期末の翌月の15日までにを行うこと。

5 準用

前第1項から第4項までの規定は、政令第9条第1項に規定する特定給付金について準用する。この場合において、第3項中「駐留軍用地の引渡日の翌日以後1年ごとに区分した各期間」とあるのは「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第29条第1項に規定する基準日以後1年ごとに区分した各期間（1年未満の期間が生じたときは、その1年未満の期間）」と読み替えるものとする。

引き渡された土地を使用し、収益し、又は処分した旨の申告書

年 月 日

防衛大臣 殿

申請者 住 所
電話番号
氏 名

引き渡された土地（所在地： 地目： 面積： m²）に係る土地については、令和 年 月 日から下記内容により使用し、収益し、又は処分した旨を申告する。

記

地 目	使用、収益又は処分の内容（該当するものを○で囲む。）
田及び畑	耕作・土地改良事業・ほ場整備事業・賃貸借・売買・その他()
宅 地	住宅等建築・工作物設置・賃貸借・売買・その他()
山 林	工作物設置・耕作・賃貸借・売買・その他()
原 野	工作物設置・耕作・賃貸借・売買・その他()
そ の 他	工作物設置・賃貸借・売買・その他()